

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費臨時支援事業	①食材費高騰により、増額改訂した学校給食に対し補助を行い、給食の質を維持しながら保護者負担を据え置くことで保護者を支援するもの。 ②令和7年度給食における食材費増額相当分※教職員分は除く ③小学校 45円×193回×4,220人=36,650,700円 中学校(1・2年生) 55円×195回×1,384人=14,843,400円 中学校(3年生) 55円×181回×668人=6,649,940円 計 58,144,040円 臨時交付金34,603,000円 一般財源23,541,040円 ④小中学生を持つ子育て世帯	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯学校給食費助成事業	①物価高騰の影響を受けた多子世帯に対し、経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図ることを目的に、多子世帯へ学校給食費を助成するもの。※教職員分を除く ②多子世帯学校給食費補助金 保護者が3人以上の子を扶養しており、第3子以降の子が市立小中学校で給食を提供を受けている場合、給食費小学生250円、中学生300円を助成する。 ③補助金 小学校 250円×193回×632人=30,494,000円 中学校(1・2年生) 300円×195回×138人=8,073,000円 中学校(3年生) 300円×181回×45人=2,443,500円 計 41,010,500円 臨時交付金24,407,000円 一般財源16,603,500円 ④多子世帯	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	食の自立利用者支援事業	①「食」の自立支援事業において、食材費等の物価高騰による増額相当分を事業者に補助することで、高齢者の利用者負担増を抑え、自立した生活を支援する。 ②補助金 1食あたり80円※と、令和4年度と令和7年度の食材費等の1食あたりの平均額の差(物価高騰額)を比較して、少ない方の額に食数を乗じて算出された額。 ※受託事業所の実績から上限額を80円と設定。 ③一食あたりの補助上限額80円×50,000食(令和7年度見込食数)=4,000千円 臨時交付金1,984千円 一般財源2,016千円 ④「食」の自立支援事業受託事業所(2事業所)	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等給食費臨時支援事業	①物価高騰の影響により食材費が高騰する中で保護者を支援するため、保育所等に対し材料費等の増額相当分を公費により負担し、栄養バランスや量を保った給食実施の継続を図る。※職員分除く ②補助金 3歳児以上副食費に対し、令和6年度公定価格月額4,800円と保護者負担月額4,700円の差額を補助 ③給食費免除 公立園 価格上昇分100円×12月×園児数200人=240千円 補助金 私立園 価格上昇分100円×12月×園児数848人=1,018千円 臨時福祉給付金749千円、一般財源509千円 ④保育所等(保護者)	R7.4	R8.3